

令和5年3月7日

各務原市総合事業 指定事業者 御中

各務原市高齢福祉課

## 令和5年4月1日からの「介護予防・日常生活支援総合事業」 (総合事業)の加算の新設について

平素は市の介護保険行政につきまして、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
令和5年度の総合事業の単位・加算について、別紙のとおり変更します。ご承知おきいただき、必要がある場合には書類の提出をお願いいたします。

### 記

- 1 総合事業【訪問型サービス A (A3)】【通所型サービス A (A7)】の加算の新設について  
《 別紙のとおり 》
- 2 コードの変更について  
上記の変更に伴い、国保連請求時等で使用するサービスコードの変更が発生します。  
新しいサービスコードの市ウェブサイトへの掲載は、3月末を予定しています。

変更届等及びサービスコード表はこちらからダウンロードできます。

市ウェブサイトトップページ > くらし・市政 > 事業者向け情報 > 介護保険  
> 地域支援事業について > 介護予防・日常生活支援総合事業  
> 指定事業所の指定・総合事業単位マスタについて

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009190/1009192.html>

#### 【問い合わせ】

各務原市 高齢福祉課 高齢福祉係

担当：長縄・近藤

電話：058-383-1779（直通）

Fax：058-383-6365

## 令和5年4月1日改定

## 【改定内容】

## ・訪問型サービス A (A3)

## ① 「介護職員等ベースアップ等支援加算」の新設

サービス種類	変更前	変更後
訪問型サービス A (A3)	加算なし	<b>介護職員等ベースアップ等支援加算 実施単位数の 24/1,000 程度加算</b> (詳細はサービスコード表のとおり)

## ・通所型サービス A (A7)

## ① 「介護職員等ベースアップ等支援加算」の新設

サービス種類	変更前	変更後
通所型サービス A (A7)	加算なし	<b>介護職員等ベースアップ等支援加算 実施単位数の 11/1,000 程度加算</b> (詳細はサービスコード表のとおり)

## 【提出書類】

訪問型サービス A (A3)・通所型サービス A (A7) において、令和5年4月1日より、介護職員等ベースアップ等支援加算の算定を希望される場合は下記必要書類の提出をお願いいたします。

- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 1-1）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-2）
- ・介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書（別紙様式 2）※詳細は、下記【参考】に記載の市ウェブサイトをご確認ください。

## 【提出期限】

令和5年4月17日（月）（当日消印有効）

## 【提出方法・提出先】

窓口・郵送またはメールでご提出ください。

- 窓口：各務原市役所 健康福祉部 介護保険課 施設指導係（本庁舎 2 階）
- 郵送：〒504-8555 各務原市那加桜町 1-6 9
- メール：[kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp](mailto:kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp)

## 【留意事項】

- ・すべての提出書類について、押印は不要です。
- ・根拠資料の提出をお願いする場合がございます。

## 【参考】

市ウェブサイトの様式等を掲載しておりますので、ご参照ください。

- 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の届出について

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009119/1009135.html>

